

## 相続人代表者指定届 兼 現所有（代表）者届

年 月 日

（あて先）大阪狭山市長

被相続人に係る徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者として、次に示すとおり指定したので、地方税法第9条の2第1項の規定により届出します。

また、固定資産課税台帳に登録されている下記の所有者が死亡したため、地方税法第384条の3に規定する「現所有者」の代表を次のとおり申告します。

なお、今後、相続登記等の手続きが完了するまでの間、課税台帳上の所有者に係る固定資産税の納税通知書等については、代表者あてに送付してください。

（固定資産の所有者） 被相続人	住所			
	ふりがな 氏名			
	死亡年月日	年	月	日
（現所有者代表者） 相続人の代表者	住所	<input type="checkbox"/> 〒 <input type="checkbox"/> 被相続人と同じ		
	ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日
	電話番号		個人番号	
	被相続人との続柄	配偶者 ・ 子 ・ その他（                      ）		
不動産登記所（法務局）への相続登記の状況		完了 ・ 予定あり（    年    月ごろ）		

- ※ 現所有者とは、基本的に相続人のことを指します。
- ※ 相続人代表者以外に相続人がいる場合、その全員をこの申告書の裏面に記入してください。
- ※ 相続人が相続財産法人等の場合は、氏名欄に法人名を、住所欄には事務所又は事業所等の所在地を記入してください。
- ※ この申告は、相続登記が完了するまで、被相続人にかかる市税の納税通知書等の送付先を確認するための申告であり、相続による所有権を変更するものではありません。所有権を相続によって変更する場合は、法務局において相続登記の手続きをしていただく必要があります。

### 注意事項

(1) 相続人代表者（又は同一世帯の家族）が記入し、本人確認書類を添付してください。

本人確認書類とは、

- ・官公庁発行の顔写真入りの書類の写し（例 運転免許証、マイナンバーカードなど）
- ・顔写真入りの書類でない場合（健康保険証、住民票など）は2種類以上の写しが必要です。

(2) 相続放棄をした場合には、「相続放棄申述受理通知書」の写し、「相続関係図」を必ずご提出ください。なお、その場合でもこの申告書は提出してください。

(3) 現所有者であることを知った日の翌日から3ヶ月以内にご提出ください。

大阪狭山市市税条例第37条の規定により、正当な事由なく申告しなかった場合は、過料が科せられることがあります。

代表者以外の相続人兼現所有者

住 所	〒 <input type="checkbox"/> 被相続人と同じ
ふりがな 氏 名	
被相続人との続柄	
住 所	〒 <input type="checkbox"/> 被相続人と同じ
ふりがな 氏 名	
被相続人との続柄	
住 所	〒 <input type="checkbox"/> 被相続人と同じ
ふりがな 氏 名	
被相続人との続柄	
住 所	〒 <input type="checkbox"/> 被相続人と同じ
ふりがな 氏 名	
被相続人との続柄	

※事務入力欄

税目	市民税（有無）	固定（有無）	軽自（有無）	備考
送付先入力				<input type="checkbox"/> 固定資産現所有者申告を兼ねる場合、その説明（必要な場合のみ）
納付書出力				